

社会福祉法人鈴和福祉会

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人鈴和福祉会

役員及び評議員の報酬に関する規定

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人鈴和福祉会(以下「法人」という。)定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(意義)

この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第八条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち法人の理事長であり、事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

第3条(報酬等の支給)

評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内、別表第1に基づき支給する。

- 2 常勤役員に対しては、報酬を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
 - (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額の範囲内とする。
 - (2) 同日に会議等にあわせて法人業務をおこなった場合であっても日割分とする。
 - (3) 交通費は日割分に含むものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- 4 第1項及び第3項に定める法人業務が同日に行われる場合、複数の業務に出席した評議員及び役員には、いずれか一の業務に対する報酬及び第5条の費用弁償費を支給するものとし、重複して支給しない。

第4条(報酬等の支給方法)

常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬などの区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日(ただし、当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は社会福祉法人鈴和福祉

会職員給与規程に準じて支給する。以下同じ)。

- 2 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人(死亡により退任した者の退職金にあってはその遺族。以下同じ)に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第5条(費用の弁償)

法人は、評議員及び役員等が、第3条第1項第1号、及び第3項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人鈴和福祉会旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。
ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第6条(改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第7条(補則)

この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬年額(1人あたり) (交通費含む)
評議員	15,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額(1人あたり) (交通費含む)
理事(理事長)	300,000 円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	報酬年額(1人あたり) (交通費含む)
役員(非常勤)	15,000 円

※非常勤役員のうち、施設職員を兼務している役員は、この規定に適用しない。